

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

江戸川区在住で小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方に、必要な日常生活用具を給付する制度です。給付の対象となる日常生活用具については、車椅子・特殊寝台等 19 品目です。

希望される方は、お近くの健康サポートセンターにお問い合わせください。

対象となるのは次のすべてを満たしている方です

江戸川区に在住の方
小児慢性特定疾病受給者証をお持ちの方
児童福祉法・障害者総合支援法等の施策の対象とならない方
在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具給付を必要とする方
(頭部保護帽、ストーマ装具は在宅以外(入院中又は施設入所)の方も対象)

申請に必要な書類

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書

用具の見積書

小児慢性特定疾病医療受給者証の写し

以下 が必要な方のみ

江戸川区で区市町村民税の確認できない方(転入などの場合)は

全ての扶養義務者の区市町村民税等に関する状況を確認することができる書類の写し

A 住民税課税(非課税)証明書

B 区市町村民税特別徴収住民税額決定通知書の写し

4 月～6 月申請: 前年度分

7 月～3 月申請: 当年度分

生活保護世帯

江戸川区が発行する生活保護受給証明書

費用負担

- ・扶養義務者全員の所得に応じて自己負担があります。また、希望する用具の価格が各用具の給付限度額を超える場合、超えた金額は申請者の方の負担となります。
- ・一定の所得以上の世帯の方は全額自己負担になりますのでご相談ください。(裏面参照)
(自己負担の例) 階層区分が D10 の方が 50,000 円の電気式たん吸引器を申請し、審査の結果、給付が決定になった場合 → D10 階層の方は、11,550 円までは自己負担になるため、50,000 円から 11,550 円を引いた 38,450 円を江戸川区から助成します。
- ・購入前の申請が必要です。購入後は申請ができませんのでお気をつけください。

日常生活用具給付事業費負担基準

利用 者 世 帯 の 階 層 区 分		自己負担月額	加算基準月額
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	0円
B	当該年度分の区市町村民税非課税世帯	1,100円	110円
C	当該年度分の区市町村民税が均等割額のみ課税されている世帯	2,250円	230円
D1	当該年度分の区市町村民税の所得割額が3,000円以下の世帯	2,900円	290円
D2	当該年度分の区市町村民税の所得割額が3,001円以上5,800円以下の世帯	3,450円	350円
D3	当該年度分の区市町村民税の所得割額が5,801円以上8,700円以下の世帯	3,800円	380円
D4	当該年度分の区市町村民税の所得割額が8,701円以上13,000円以下の世帯	4,250円	430円
D5	当該年度分の区市町村民税の所得割額が13,001円以上17,400円以下の世帯	4,700円	470円
D6	当該年度分の区市町村民税の所得割額が17,401円以上22,400円以下の世帯	5,500円	550円
D7	当該年度分の区市町村民税の所得割額が22,401円以上28,200円以下の世帯	6,250円	630円
D8	当該年度分の区市町村民税の所得割額が28,201円以上58,400円以下の世帯	8,100円	810円
D9	当該年度分の区市町村民税の所得割額が58,401円以上75,000円以下の世帯	9,350円	940円
D10	当該年度分の区市町村民税の所得割額が75,001円以上96,600円以下の世帯	11,550円	1,160円
D11	当該年度分の区市町村民税の所得割額が96,601円以上121,800円以下の世帯	13,750円	1,380円
D12	当該年度分の区市町村民税の所得割額が121,801円以上175,500円以下の世帯	17,850円	1,790円
D13	当該年度分の区市町村民税の所得割額が175,501円以上221,100円以下の世帯	22,000円	2,200円
D14	当該年度分の区市町村民税の所得割額が221,101円以上380,800円以下の世帯	26,150円	2,620円
D15	当該年度分の区市町村民税の所得割額が380,801円以上549,000円以下の世帯	40,350円	4,040円
D16	当該年度分の区市町村民税の所得割額が549,001円以上579,000円以下の世帯	42,500円	4,250円
D17	当該年度分の区市町村民税の所得割額が579,001円以上700,900円以下の世帯	51,450円	5,150円
D18	当該年度分の区市町村民税の所得割額が700,901円以上849,000円以下の世帯	61,250円	6,130円
D19	当該年度分の区市町村民税の所得割額が849,001円以上1,041,000円以下の世帯	71,900円	7,190円
D20	当該年度分の区市町村民税の所得割額が1,041,001円以上	全 額	自己負担月額の10% ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

B階層(住民税非課税世帯)のうち、令和元年度の生活保護基準の見直しによって生活保護廃止になった世帯については、A階層と同様の取扱いとする場合があります。

同一世帯から、同一月内に2人以上の児童が、この表の適用を受ける場合は、用具の購入に要する費用が最も高額な児童については自己負担月額の欄により、それ以外の児童については、加算基準月額の欄によりそれぞれ算定します。

階層区分がD20で対象児童が1人の場合は、全額自己負担のため、申請ができません。

日常生活用具給付対象一覧

種目	限度額（円）	対象者	性能
便器	4,900	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）
特殊マット	21,560	寝たきりの状態にある者	床ずれ防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	166,320	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	169,400	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具	66,000	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具	99,000	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
特殊尿器	73,700	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器	16,500	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
車椅子	77,440	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの

種目	限度額（円）	対象者	性能
頭部保護帽	13,380	発作等により頻繁に転倒する者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式 たん吸引器	62,040	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
クールベスト	22,000	体温調整が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調整のできるもの
紫外線カット クリーム	41,580	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー （吸入器）	39,600	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシ メーター	173,250	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの
ストーマ装具 （消化器系）	113,520	人工肛門を造設した者 （在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具 （尿路系）	149,160	人工膀胱を造設した者 （在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
人工鼻	128,700	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
チューブ型 包帯	170,500	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ皮膚障害を起こすこと	外力から皮膚を保護できるもの

用具を使うために必要な付属品については、当該付属品がないと用具が機能しないといった場合においてのみ当該用具とともに給付することとし、付属品のみの給付は認めない。